

岡ス協発第 289 号
令和3年 7月26日

加盟団体代表者 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
事務局長 久本 洋士
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について

平素から、本会諸事業の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する連絡がありましたのでご確認ください。

記

以下スポーツ庁からのメール内容—————

平素より大変お世話になっております。

この度、新型コロナウイルス感染症の予防接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書については、その交付申請を、令和3年7月26日（月）から、各市町村において受け付けることとなりました。

概要が別紙にまとめられておりますので御参照いただけたらと思います。

※本事業の詳細は、下記HPにも掲載されています（内容はPDFと同じ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について

海外の渡航先への入国時に、相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書を交付します。本接種証明書の交付申請は、令和3年7月26日（月）から各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において受け付けることとなりました。

この接種証明書は、海外渡航の際に必要な方へ交付するものです。それ以外の方が接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行される「接種済証」又は「接種記録書」をご利用ください。

ワクチン接種証明書の概要

接種証明書は、予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、接種者からの申請に基づき交付するものです。

当分の間は、書面による交付となります。接種証明書のデジタル化については、接種証明書を電子的に表示する上で必要な二次元コードの規格について国際的に策定中であることから、その動向を見定めながら検討しています。

■ご注意ください

- ・ワクチンを接種するかどうかは個人の判断であり、接種証明書の発行により、ワクチン接種を強制するものではありません。
- ・接種証明書を所持していないことをもって、海外への渡航ができなくなるものではありません。
- ・この接種証明書は、接種証明書を提示することにより防疫措置の緩和等が認められる国や地域に渡航する場合に限って申請していただくようお願いいたします。
- ・この接種証明書を所持することにより、あらゆる国や地域と防疫措置が緩和された状態で往来が可能となるものではありません。いずれの国や地域への渡航時に活用できるかについては、最新の状況を外務省のホームページにおいて随時公表する予定です。
- ・現時点では、接種証明書を持っていることによって日本への入国時の防疫措置が緩和されることはありません。日本の入国時の防疫措置については、[「水際対策に係る新たな措置について」のページ](#)でご確認ください。

接種証明書の申請と発行

■対象

接種証明書は、当分の間、以下の2条件のいずれにも当てはまる方を対象に発行します。

- ① 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種（医療従事者等の先行・優先接種、職域接種、通常接種（市町村の発行した接種券を使用しての接種）等）を受けたこと。
- ② 我が国から海外へ渡航する際、接種証明書を所持していることにより、相手国による防疫措置の緩和が受けられるといった理由から、本証明書を必要とすること。

したがって、次のような方は対象になりません。

- ・海外渡航時の利用を目的としない方（当分の間）。
- ・国外等で接種を受けた方（我が国の予防接種法に基づかない接種を受けた方）。

※ [外務省による海外在留邦人の一時帰国者を対象とした事業](#)で接種を受けた方への証明書については、外務省までお問合せください。

■申請先

申請先は、接種を受けた際のワクチンの接種券を発行した市町村（通常は住民票のある市町村）です。

接種後に転居された場合など、1回目と2回目で別の市町村の接種券を使用して接種を受けた場合には、それぞれの市町村が申請先となります。

■申請に必要なもの

- ① 申請書 ※1
- ② 海外渡航時に有効なパスポート ※2
- ③ 接種券のうち「予診のみ」部分 ※3
- ④ 接種済証又は接種記録書 ※4

注：このほか、場合によって必要となる書類があります。詳細は各自治体のHPの確認等をお願いします。

※1 各市町村で準備されます

※2 接種証明書に記載されるパスポート番号と海外渡航に使用するパスポートの番号が一致する必要があります。接種証明書を取得した後にパスポート番号が変わった場合には、接種証明書を改めて取得する必要があります。旅券発給申請中の方は、パス

ポートが交付された後に接種証明の申請を開始してください。また、外国籍の方等、外国政府の発行する旅券でも申請は可能です。

※3 ③がない場合、原則としてマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーが記載された住民票の写し等）が必要です。マイナンバーが確認できる書類が提示できない場合は、接種を受けた時の住所が記載された本人確認書類でもかまいません。

「予診のみ」部分とは、以下の部分を指します。

接種券				予診のみ				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2	ワクチン接種	1	回目	券種	1	予診のみ	1	回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456	
券番号	1234567890				券番号	1234567890			
氏名	厚生 太郎				氏名	厚生 太郎			
OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)				1回目	
接種年月日				接種年月日				接種年月日	
2021年				2021年				2021年	
月 日				月 日				月 日	
接種場所				接種場所				接種場所	
2回目				2回目				2回目	
券種				券種				券種	
2				2				2	
ワクチン接種				ワクチン接種				ワクチン接種	
2				2				2	
回目				回目				回目	
請求先				請求先				請求先	
〇〇県〇〇市				〇〇県〇〇市				〇〇県〇〇市	
123456				123456				123456	
券番号				券番号				券番号	
1234567890				1234567890				1234567890	
氏名				氏名				氏名	
厚生 太郎				厚生 太郎				厚生 太郎	
OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)				氏名	
								厚生 太郎	
								住所	
								〇〇県〇〇市〇〇 999-999	
								生年月日	
								〇〇年 〇〇月 〇〇日 生	
								〇〇県〇〇市長 日本 一部	

「予診のみ」部分

※4 ④を紛失した場合は、予診票の写し（本人控え）でもかまいません。

■ 記載内容

接種証明書には、接種者に関する事項（氏名、生年月日等）及び新型コロナウイルス感染症のワクチン接種記録（ワクチンの種類、接種年月日等）に加え、海外渡航時に利用できるよう、旅券番号等を記載することとしており、これらの情報を日本語と英語で表記します。また、偽造防止対策を行っています。

・ 接種証明書様式

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)(別姓) 名(別名) [Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth](YYYY-MM-DD)	
国籍 [Nationality]	
旅券番号[Passport Number]	
<u>1回目接種</u> [First Dose]	<u>2回目接種</u> [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者[Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date](YYYY-MM-DD)

お問合せ

- ※ 接種証明書の各市町村における発行窓口や個別の手続き方法については、実際に接種証明書を発行する各市町村の情報をご確認いただくか、各市町村にお問合せください。
- ※ 接種証明書の一般的・制度的事柄に関する質問は、下記厚生労働省新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口までお問合せください。

厚生労働省 新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口（コールセンター）

電話番号：0120-761770